

基本的方向性	検証報告書の番号	取組項目、検証報告書での提言	概要	現況
方向性① 子どもの権利擁護		子どもの意見聴取の機会の充実	現在の取組の充実に加え、子どもの意見表明権を保障する制度的枠組みについて検討を行う。	現在の取組 ・子どもの権利ノートを活用 ・相談支援における子どもの意見の聴取等
方向性② 地域における相談支援体制の強化	(1)①	区を単位とした相談支援体制（子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点機能）のあり方	母子保健相談体制（子育て世代包括支援センター）を強化、家庭児童相談室を中核として子ども家庭総合支援拠点の機能を整備するなど、区を単位とした相談支援体制を整え、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援を行う。	・令和2年4月から、全区に1名ずつ母子保健相談員を配置。 ・妊婦支援相談事業（母子手帳交付）に個別支援プランを導入し、妊娠届出時に母子保健相談員と保健師が全ての妊婦と面接を実施。 ・令和2年4月から、6区の家庭児童相談室職員を1名増員。
	(1)②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性	要保護児童対策調整担当機関としての機能強化により、児童相談所をはじめ、関係機関と連携強化につなげる。	・各区の健康・子ども課長を児童相談所地域連携担当課長兼務とした。 ・令和2年4月から、6区の家庭児童相談室職員を1名増員。 ・児童相談システム、家庭児童相談システム、母子保健システムの改修を行い、相互の閲覧や検索機能を充実。
	(1)③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性	子ども福祉分野において生活支援担当が果たすべき役割と連携のあり方を明確化し、適切な支援に結びつける。	・検証報告書の内容の関連項目を中心とした研修実施。
	(1)④	子どもの生活園における支援体制構築の必要性	子どもと関わる機関や地域の支援団体とのつながりを深め、顔の見える関係性を構築し、地域全体で子どもを重層的に見守る環境を整える。	・令和2年4月から、子どもコーディネーターの活動地域を拡大（50地区→61地区）。 ・自立支援協議会の場等を活用し、家庭児童相談室や要対協の機能・役割について周知。
	(2)①	母子保健の日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底	保健師の基本的な支援活動や乳幼児健診が果たす役割を再認識し、日常的業務の徹底を図る。	・家庭訪問記録マニュアルの改訂等を行い、活動計画及び各種マニュアルに基づき保健師活動の実施を徹底。 ・乳幼児健診マニュアルを改定し、早期に未受診者の状況を確認。月1の会議で支援等を検討し、全未受診児の状況を確認。
	(2)②	地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性	地域住民の健康増進に寄与する保健師活動体制のあり方について検討実施。	
	(2)③	母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化	母子保健活動の中での地域精神保健の役割を強化する。	・令和2年4月から、2区に1名の心理相談員を配置。
	(3)①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大	要対協を有効に運用するための機能強化や運用方法の見直しを進める。	・区家庭児童相談室が中心となり、区保健福祉関係課や、子どもや家族と日常的に関わる機関等との連携を強化。 ・子どもや家族の状況変化の早期把握・支援計画の見直し等を進めるため、要対協を活用した情報共有の仕組みを検討。
方向性③ 児童相談所等の専門的相談支援体制の強化、協働の文化醸成	(3)②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性	児童虐待調査や支援の過程における在宅支援アセスメントシートの活用の徹底を図る。	・児童虐待調査結果の報告に在宅支援アセスメントシートを活用し、虐待の程度やリスク要素等の把握に基づく報告を行っている。 ・ケース検討会議等での活用を増やしていくため、シート活用のための研修を継続。
	(3)③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性	各職場単位での組織マネジメントの徹底を図る。	・支援状況の進行管理台帳への反映を徹底するよう指導するとともに、管理職が記載内容を確認して定期的に支援の内容、進捗等を確認。 ・処理すべき書類の集中管理を強化し、目視による進捗管理が容易にできるよう取り組む。 ・チェックリストの活用。
	(3)④	各職場で協働の文化を醸成する必要性	各職場単位で職員の意識の向上を図り、協働の文化を醸成する。	・庁内横断組織である「札幌市児童虐待防止対策推進本部」を設置。
	(3)⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方についての再検討	切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底する。	・継続ケースについて、担当者が管理職に対して定期的に進捗を報告し、処遇方針の確認、検討を行う会議を開催。 ・新たに一時保護や措置から在宅指導となるケースについて、関係機関と個別ケース検討会議を開催。

	(4)①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討	介入と支援に対応した調査体制を強化するとともに、専門性を生かした体制の構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月から、介入にあたる緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長を新設し、支援にあたる相談判定課と組織を分割。 令和2年4月から、緊急対応担当の係長職1名及び係員7名を増員。 係長職として、教員、保健師、警察からの派遣職員を配置。 令和2年4月から、児童相談所に常勤医師職を配置。
	(4)②	警察との連携、役割分担の明確化	児童虐待への対応にあたり、児童相談所と警察との連携のあり方、役割分担の明確化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 連携や情報共有に関する実務者協議や介入を行う場合に向けた研修を継続的に実施中。
	(4)③	休日・平日夜間時の調査対応の強化	休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月から、増員に併せて、休日も正職員が出勤するシフト体制を構築。 平日と休日の夜間については、新たに休日夜間児童虐待対応支援員を配置し、虐待通告の初期調査を行う体制とした。 令和2年4月から、休日・平日夜間対応に関するマニュアルを作成し、研修等により周知。
	(4)④	児童相談所における区との連携の強化	児童相談所と各区の有機的な協働体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> 各区健康子ども課長の児童相談所との兼務。
	(7)	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性	過去の検証報告書における提言を踏まえた児童虐待防止対策の進捗管理や検証を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 庁内に「札幌市児童虐待防止対策推進本部」を設置のうえ、提言に係る取組方針等を協議し、取組状況について内部的な進捗管理を実施。
		専門的相談支援拠点の整備	専門的相談支援拠点として（仮称）第二児童相談所を整備し、児童虐待への迅速かつ的確な対応に向けた体制を強化するとともに、相談支援機能を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> （仮称）第二児童相談所を整備し、一時保護定員拡充、相談支援設備の拡充等に加えて、各区・関係機関との連携強化を目指す。 （仮称）第二児童相談所開設までの定員不足に対応するため、仮設一時保護所（定員20名程度）の設置を予定。 親子関係再構築支援や子どもの自立に向けた支援など、子どもや保護者の状況に応じた専門的相談支援機能の強化を検討。
		その他児童相談所強化に向けた取組	専門的力を持つ職員を採用、育成、配置できる体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月に、正職員9名を増員。 専門性を有する職員の計画的確保・育成等、医師・弁護士等への相談体制の拡充、ICT活用による業務効率化、子どもの意見を踏まえた援助方針の決定、児童相談所の評価に関する検討を実施。
方向性④ 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実		包括的な里親支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託の推進に向けて、里親登録前後及び委託中の研修や里親宅への訪問等の支援を包括的に行う民間フォスターリング機関を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に里親リクルート事業を開始。 令和3年度に里親訪問支援を含む包括的支援事業を開始、段階的に拡充。
		施設の機能強化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 乳児院に、入所中の子どもや保護者等の相談支援を行う育児指導担当職員を新たに配置。 児童養護施設による里親支援体制を強化。 施設における相談支援機能を充実。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に、乳児院等多機能化推進事業を開始。 令和4年度までに、児童家庭支援センターを増設（4施設→6施設）。
		社会的養護自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 措置解除後も、22歳に到達する年度の末日まで個々の状況に応じた支援を継続し、将来の自立に結び付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護自立支援事業（2017年度に開始後、国事業の枠組みを踏まえて段階的に拡充）を引き続き実施。
		その他社会的養護体制強化に向けた取組	施設の小規模化、多機能化の推進。	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設の小規模かつ地域分散化及びファミリーホームの設置を支援している。 施設や里親等を活用した在宅支援及び一時保護機能の強化、親子関係再構築支援機能の充実を図っている。
方向性⑤ 関係機関との連携・支援の体制構築や制度構築	(1)⑤	保育施設（認可外保育所）における虐待事案への対応強化の必要性	保育施設における虐待事案への対応を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止ハンドブックの配布、解説の実施。 ハンドブックダイジェスト版を作成し、保育所や幼稚園等に送付。
	(6)①	思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設	10代後半の女性にみられる諸課題に対応した、新たな支援の枠組みを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度中に実態調査をした上で、様々な困難を抱えた若年女性に対して、公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチから適切な機関等へつなぐまで一連の相談事業の仕組みを検討。
	(6)②	高等学校との連携・支援体制の必要性	高等学校との連携による支援体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> SSW、若者支援総合センター等との連携や支援方策について検討。
	(6)③	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有や連携、ケース会議の持ち方、合同研修について検討。